

新旧対比表（でんさいSTATION、でんさいライト）

商品名		規定名
1	でんさいSTATION	でんさいSTATION利用規定
2		でんさいSTATIONご利用に際してのご留意事項
3	でんさいライト	でんさいライト利用規定
4		でんさいライトご利用に際してのご留意事項

でんさいSTATION利用規定

(改定箇所の下線を引いています)

現状	改定後
第5条（でんさい手数料等） 2. 当行は、当行が定める場合を除き、でんさい手数料ならびにこれにかかる消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」といいます。)を通帳、払戻請求書、カードまたは小切手をお客さまからご提出いただくことなく、お客さまが届け出た手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引き落とすことができるものとします。なお、手数料引落口座の残高不足等の理由により、でんさい手数料および消費税等の引き落としができなかった場合、当行は、引き落としができなかった額に相当する金額を代表決済口座またはその他の決済口座から通帳、払戻請求書、カードまたは小切手をご提出いただくことなく、引き落とすことができるものとします。	第5条（でんさい手数料等） 2. 当行は、当行が定める場合を除き、でんさい手数料ならびにこれにかかる消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」といいます。)を通帳、払戻請求書、またはカードをお客さまからご提出いただくことなく、お客さまが届け出た手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引き落とすことができるものとします。なお、手数料引落口座の残高不足等の理由により、でんさい手数料および消費税等の引き落としができなかった場合、当行は、引き落としができなかった額に相当する金額を代表決済口座またはその他の決済口座から通帳、払戻請求書、またはカードをご提出いただくことなく、引き落とすことができるものとします。
第29条（口座間送金決済） 3. 当行は、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、支払期日に決済口座から資金を引き落としのうえ、債権者口座宛に振込通知の発信処理を行います。	第29条（口座間送金決済） 3. 当行は、通帳・払戻請求書またはカードなしで、支払期日に決済口座から資金を引き落としのうえ、債権者口座宛に振込通知の発信処理を行います。

でんさいSTATIONご利用に際してのご留意事項

（改定箇所の下線を引いています）

現状	改定後
1. ご利用にあたって ・「支払企業」<u>（手形の振出人および受取人に相当）</u>、「債権者」<u>（手形の受取人に相当）</u>のいずれかの申し込みとなります。	1. ご利用にあたって ・「支払企業」、「債権者」のいずれかの申し込みとなります。
2. 電子記録の請求・記録について 発生記録<u>（手形の振出に相当）</u> ・でんさいの発生記録を債務者請求方式で行う場合、でんさいの支払期日<u>（手形の支払期日に相当）</u>は、電子記録日（でんさいの発生日）から起算して3営業日を経過した日の翌日以降で、電子記録日から10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。 ・債務者のお客さまが「依頼人負担」「受取人負担」のいずれを選択いただくか、または債権者のお客さまが「請求者負担」「相手方負担」のいずれを選択いただくかは、お客さまご自身にて、お取引先とご相談いただくと共に、会計処理、および<u>下請法</u>など各種法令等への対応については、必要に応じて法律・税務・会計等の専門家にご相談ください。 譲渡記録<u>（手形の裏書に相当）</u> ・でんさいを譲渡する場合は、<u>手形の裏書に相当する効果を確保するため</u>、原則として保証記録（譲渡保証）も同時に行われます。 - 債務者<u>（手形の振出人に相当）</u>が支払期日に支払えなかった場合（支払不能*3）、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して支払義務を負うこととなります。	2. 電子記録の請求・記録について 発生記録 ・でんさいの発生記録を債務者請求方式で行う場合、でんさいの支払期日は、電子記録日（でんさいの発生日）から起算して3営業日を経過した日の翌日以降で、電子記録日から10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。 ・債務者のお客さまが「依頼人負担」「受取人負担」のいずれを選択いただくか、または債権者のお客さまが「請求者負担」「相手方負担」のいずれを選択いただくかは、お客さまご自身にて、お取引先とご相談いただくと共に、会計処理、および<u>取適法</u>など各種法令等への対応については、必要に応じて法律・税務・会計等の専門家にご相談ください。 譲渡記録 ・でんさいを譲渡する場合は、原則として保証記録（譲渡保証）も同時に行われます。 - 債務者が支払期日に支払えなかった場合（支払不能*3）、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して支払義務を負うこととなります。
3. でんさいの決済 ・債務者に支払不能が生じた場合、「譲渡保証人」および「単独保証人」は、債権者に対して、支払義務を負います（<u>手形の遡求権（譲渡保証のみ）と同様</u>）。	3. でんさいの決済 ・債務者に支払不能が生じた場合、「譲渡保証人」および「単独保証人」は、債権者に対して、支払義務を負います。

でんさいライト利用規定

(改定箇所の下線を引いています)

現状	改定後
第6条（でんさいライトに係る手数料） 2. 当行は、当行が定める場合を除き、でんさいライトに係る当行所定の手数料ならびにこれにかかる消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」といいます。）を通帳、払戻請求書、カード<u>または小切手</u>をお客さまからご提出いただくことなく、お客さまが届け出た決済口座または手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引き落とすものとします。	第6条（でんさいライトに係る手数料） 2. 当行は、当行が定める場合を除き、でんさいライトに係る当行所定の手数料ならびにこれにかかる消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」といいます。）を通帳、払戻請求書、またはカードをお客さまからご提出いただくことなく、お客さまが届け出た決済口座または手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引き落とすものとします。
第28条（口座間送金決済） 3. 当行は、通帳・払戻請求書・カード<u>または小切手</u>なしで、支払期日に決済口座から資金を引き落としのうえ、債権者口座宛に振込通知の発信処理を行います。	第9条（手形、小切手の支払） 3. 当行は、通帳・払戻請求書またはカードなしで、支払期日に決済口座から資金を引き落としのうえ、債権者口座宛に振込通知の発信処理を行います。

でんさいライトご利用に際してのご留意事項

(改定箇所の下線を引いています)

現状	改定後
4. 電子記録の請求・記録について 4-1 発生記録 1. 発生記録は、 <u>手形の振出に相当</u> するお取引です。発生記録請求により、電子記録債権(でんさい)が発生し、でんさいネットに記録されます。 3. でんさいの支払期日 (<u>手形の支払期日に相当</u>) は、電子記録日(でんさいの発生日)から起算して3銀行営業日を経過した日以降で、電子記録日から10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。	4. 電子記録の請求・記録について 4-1 発生記録 1. 発生記録は、 <u>取引先にでんさいで支払</u> するお取引です。発生記録請求により、電子記録債権(でんさい)が発生し、でんさいネットに記録されます。 3. でんさいの支払期日は、電子記録日(でんさいの発生日)から起算して3銀行営業日を経過した日以降で、電子記録日から10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。
4-2 譲渡記録 1. 譲渡記録は、 <u>手形の裏書譲渡に相当する</u> お取引です。 2. でんさいを譲渡するとき、 <u>手形の裏書に相当する効果を確保するため</u> 、原則として保証記録(譲渡保証)も同時に行われます。債務者 (<u>手形の振出人に相当</u>) が支払期日に支払えなかった場合(支払不能)、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者(でんさいの譲受人)に対して支払義務を負うことになります。	4-2 譲渡記録 1. 譲渡記録は、 <u>受け取ったでんさいを別の取引先に譲渡する</u> お取引です。 2. でんさいを譲渡するとき、原則として保証記録(譲渡保証)も同時に行われます。債務者が支払期日に支払えなかった場合(支払不能)、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者(でんさいの譲受人)に対して支払義務を負うことになります。
5. でんさいの決済について 5-1 でんさいの決済（支払い） 2. 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分 (<u>手形の不渡処分と同様の処分</u>) が科されます。 5. 債務者に支払不能が発生した場合、当該でんさいの譲渡に際して保証をした譲渡人は、債権者に対して、支払義務を負います。 <u>手形の裏書人の遡及義務と同様です。</u>	5. でんさいの決済について 5-1 でんさいの決済（支払い） 2. 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分が科されます。 5. 債務者に支払不能が発生した場合、当該でんさいの譲渡に際して保証をした譲渡人は、債権者に対して、支払義務を負います。